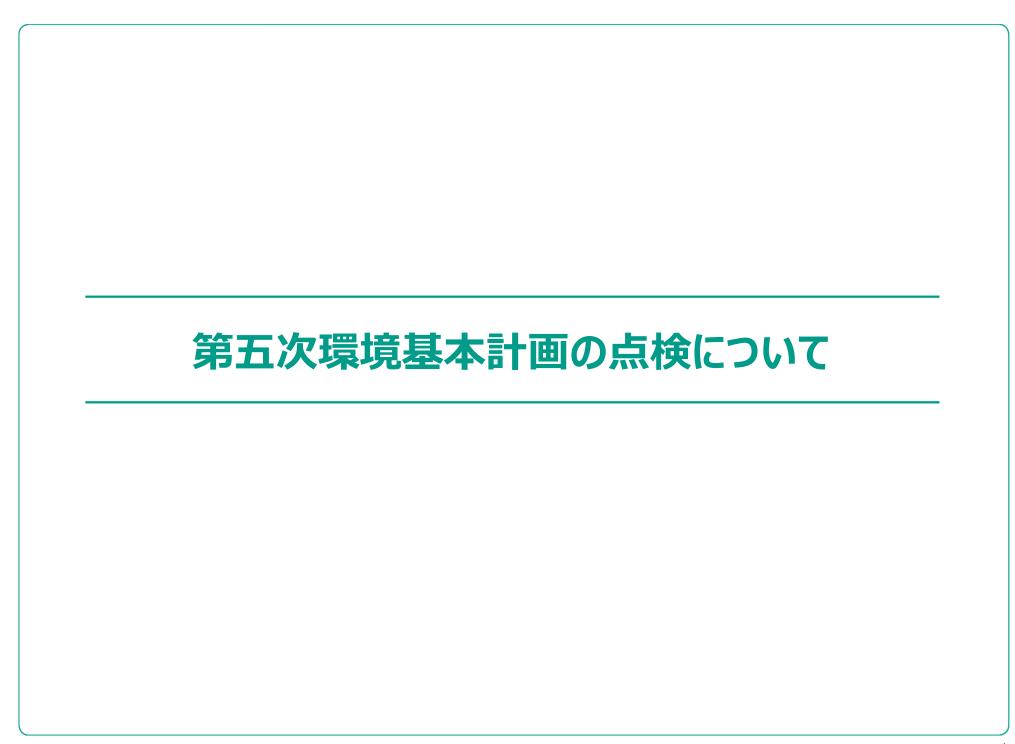
※本資料は、中央環境審議会第103回総合政策部会(令和3年10月25日開催)の資料1(「第五次環境基本計画の進捗状況・今後の課題について」)を循環型社会部会事務局において一部修正・追記したもの。

# 第五次環境基本計画の進捗状況・今後の課題について

令和3年12月



## 第五次環境基本計画の概要

- ・環境基本計画とは、環境基本法第15条に基づき、環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等を定めるもの。
- ・計画は約6年ごとに見直し(第四次計画は2012(H24)年4月に閣議決定)。
- ·2017 (H29) 年2月に環境大臣から計画見直しの諮問を受け、中央環境審議会における審議を経て、2018 (H30) 年4月9日に答申。
- ·答申を踏まえ、2018 (H30) 年4月17日に第五次環境基本計画を閣議決定。

#### 現状·課題認識

- 我が国が抱える環境・経済・社会の課題は相互に連関・複雑化
- SDGs、パリ協定等、時代の転換点ともいえる国際的潮流

#### 持続可能な社会に向けた基本的方向性

- SDG s の考え方も活用し、環境・経済・社会の統合的向上を 具体化
  - ・環境政策による、経済社会システム、ライフスタイル、技術など あらゆる観点からのイノベーション創出や、経済・社会的課題の 同時解決に取り組む
  - ・将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていく
- 地域資源を持続可能な形で活用
  - ・各地域が自立・分散型の社会を形成し、地域資源等を補完し 支え合う「地域循環共生圏」の創造を目指す
- 幅広い関係者とのパートナーシップを充実・強化



これらを通じて、持続可能な循環共生型の社会 (「環境・生命文明社会」)を目指す

#### 施策の展開

- ◆ 分野横断的な6つの「重点戦略」(経済、国土、地域、暮らし、 技術、国際)を設定
- 環境リスク管理等の環境保全の取組は、「<u>重点戦略を支える環</u> 境政策」として揺るぎなく着実に推進



### 地域循環共生圏

- ○各地域がその特性を生かした強みを発揮
- →地域資源を活かし、自立・分散型の社会を形成
- →地域の特性に応じて補完し、支え合う



## 第五次環境基本計画の点検の範囲と点検スケジュール

### 【点検の体制】

各部会は、各部会が対象とする範囲の施策について点検を行い、その結果を総合政策部会に報告する。総合政策部会は各部会からの報告等を踏まえ、計画全体について総合的に点検する。

### 【点検の範囲】

第2部第2章「重点戦略ごとの環境政策の展開」/第2部第3章「重点戦略を支える環境政策の展開」 第4部「環境保全施策の体系」

### 【点検スケジュール】

	点検スケジュール	総合政策部会の点検スケジュール
1年目(2018年度)	点検の準備	_
2年目(2019年度)	【第1回】各部会による各分野の点検	12月20日 点検①
3年目(2020年度)	【第1回】各部会による点検及び取りまとめ	7月28日 点検② 12月1日 点検報告書取りまとめ
4年目(2021年度)	【第2回】2年目と同じ	秋頃 点検①
5年目(2022年度)	【第2回】3年目と同じ(最終的な点検)	夏~秋 点検②、 点検報告書取りまとめ
6年目(2023年度)	計画の見直し	_

→第1回点検、第2回点検において重点的に点検を行う分野を設定。

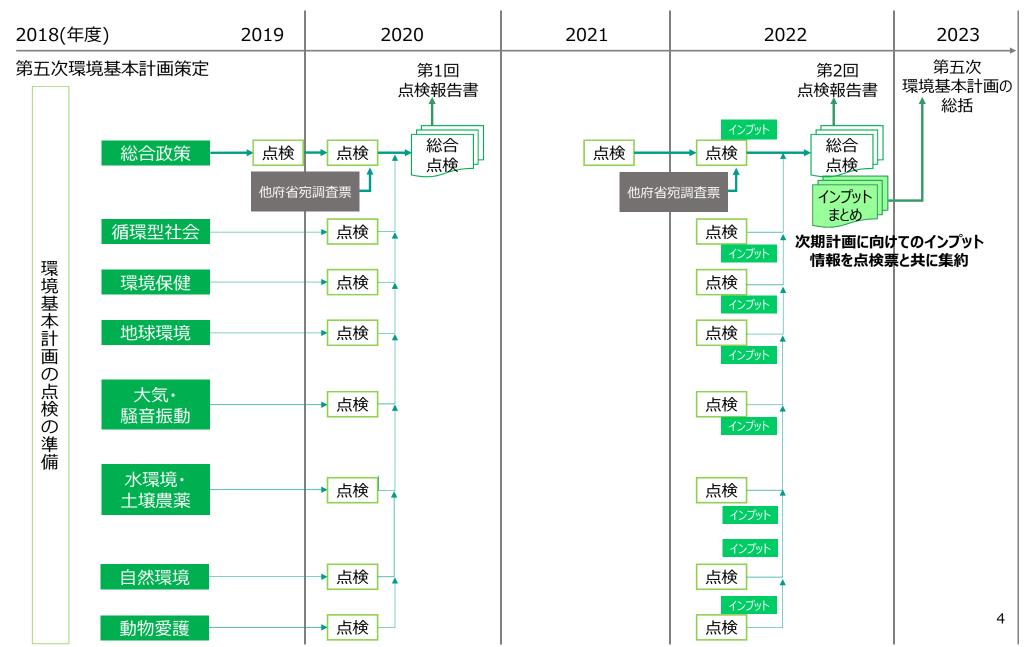
#### (第2回点検分野の設定)

<u>第2回点検分野の設定に当たっては、第1回点検分野で選定しなかった項目及び第1回点検分野として取り上げた項目のうち、進捗状況を確認する必要がある項目を重点的に点検する。さらに最終的な点検年次</u>である2022年度においては全体的な進捗状況を確認し、第五次環境基本計画の総括を行う。

\* 個別計画が策定されている分野においては当該計画の点検内容を活用。

## 第五次環境基本計画の点検スケジュール

- ・点検は、最小限のリソースで最大限の結果を得るために、可能な限り現行システムを活用して行う
- ・各部会は第2回点検総括時に点検結果と共に次期計画に向けてのインプット情報を提出、第五次環境基本計画の総括に活用する



## 第五次環境基本計画の第1回点検分野(点検完了)

#### 【第2部第2章「重点戦略ごとの環境政策」の第1回点検分野と担当部会】

「重点戦略」	担当部会
1. 持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築	
(1)企業戦略における環境ビジネスの拡大・環境配慮の主流化	総合政策部会
(3)金融を通じたグリーンな経済システムの構築	総合政策部会
2. 国土のストックとしての価値の向上	
(1)自然との共生を軸とした国土の多様性の維持	自然環境部会 水環境部会(海洋環境の保全、 健全な水循環の維持回復の部分)
(2)持続可能で魅力あるまちづくり・地域づくり	総合政策部会
3. 地域資源を活用した持続可能な地域づくり	
<環境で地域を元気にする地域循環共生圏創造のためのプラットフォーム構築>	総合政策部会
(1) 地域のエネルギー・バイオマス資源の最大限の活用	地球環境部会 循環型社会部会 (バイオマス資源関係)
(3)都市と農山漁村の共生・対流と広域的なネットワークづくり	総合政策部会
4. 健康で心豊かな暮らしの実現	
(3)安全・安心な暮らしの基盤となる良好な生活環境の保全	
・健全で豊かな水環境の維持・回復	水環境部会
・化学物質のライフサイクル全体での包括的管理	環境保健部会
・マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策の推進	水環境部会

#### 【第2部第3章「重点戦略を支える環境政策」の第1回点検分野と担当部会】

「重点戦略を支える環境政策」	担当部会
1. 気候変動対策	地球環境部会
2. 循環型社会の形成	循環型社会部会
4. 環境リスクの管理	
(1)水・大気・土壌の環境保全	水環境部会
(大気関係を除く。)	土壌農薬部会
(2)化学物質管理	環境保健部会
	土壌農薬部会

#### 【第4章 環境保全施策の体系の点検】

環境白書の取りまとめを通じ、「環境保全施策の体系」に係る取組の進捗状況の点検を行う

# 第五次環境基本計画の第2回点検分野 ①

【第2部第2章「重点戦略ごとの環境政策」の第2回点検分野と担当部会】

「重点戦略」	担当部会
1. 持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築	
(2) 国内資源の最大限の活用による国際収支の改善・産業競争力の強化	地球環境部会
(2) 国内資源の最大限の活用による国際収支の改善・産業競争力の強化	循環型社会部会(地域循環共生圈、家電·小電関係)
(4)グリーンな経済システムの基盤となる税制	総合政策部会
2. 国土のストックとしての価値の向上	
(1) 自然との共生を軸とした国土の多様性の維持	自然環境部会(海洋環境の保全の部分を除   く)
	循環型社会部会 (災害廃棄物関係)
(3)環境インフラやグリーンインフラ等を活用したレジリエンスの向上	自然環境部会
	地球環境部会
3. 地域資源を活用した持続可能な地域づくり	
(1)地域のエネルギー・バイオマス資源の最大限の活用	
・地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入	総合政策部会
・地域新電力等の推進	
(2) 地域の自然資源・観光資源の最大限の活用	自然環境部会
4. 健康で心豊かな暮らしの実現	総合政策部会(文化的資源の活用関係)
4. 健康で心豆がな春のの美境	総合政策部会
	循環型社会部会(食品口ス関係)
(1)環境にやさしく健康で質の高い生活への転換	地球環境部会(低炭素関係)
(1) 次先に下この(陸隊(負の同の工冶)の私民	自然環境部会(新湯治関係)
	動物愛護部会(ペット関係)
(2)森・里・川・海とつながるライフスタイルの変革	総合政策部会
(3)安全・安心な暮らしの基盤となる良好な生活環境の保全	
・良好な大気環境の確保	大気・騒音振動部会
・廃棄物の適正処理の推進	循環型社会部会 (適正処理関係)
・快適な感覚環境の創出	大気・騒音振動部会
・ヒートアイランド対策	大気·騒音振動部会

## 第五次環境基本計画の第2回点検分野 ②

### 【第2部第2章「重点戦略ごとの環境政策」の第2回点検分野と担当部会】

「重点戦略」	担当部会
5. 持続可能性を支える技術の開発・普及	
	地球環境部会
(1)持続可能な社会の実現を支える最先端技術の開発	循環型社会部会 (基盤整備関係)
	総合政策部会
	地球環境部会
(2)生物・自然の摂理を応用する技術の開発	総合政策部会
	自然環境部会
(3)持続可能な社会の実現に向けた技術の早期の社会実装の推進	総合政策部会
6. 国際貢献による我が国のリーダーシップの発揮と戦略的パートナーシップの構築	
(1) 国際的なルール作りへの積極的関与・貢献	地球環境部会
(2)海外における持続可能な社会の構築支援	地球環境部会

### 【第2部第3章「重点戦略を支える環境政策」の第2回点検分野と担当部会】

「重点戦略を支える環境政策」	担当部会
3. 生物多様性の確保・自然共生	自然環境部会
4. 環境リスクの管理	
(1)水・大気・土壌の環境保全(大気関係)	大気·騒音振動部会
(3)環境保健対策	環境保健部会
5. 各種施策の基盤となる施策	総合政策部会
6. 東日本大震災からの復興・創生及び今後の大規模災害発災時の対応	
(1) 東日本大震災からの復興・創生	循環型社会部会 (適正処理関係)
	環境保健部会(健康管理関係)
	循環型社会部会 (災害廃棄物関係)
(2)自然災害への対応	大気・騒音振動部会
	動物愛護部会

### 【第4章 環境保全施策の体系の点検】

環境白書の取りまとめを通じ、「環境保全施策の体系」に係る取組の進捗状況の点検を行う

## 点検の視点

各部会は、**重点戦略全体を俯瞰しながら**、以下の観点からも、必要に応じ、確認、 検討を行う。

- 各部会の担当部分に記載されている施策が実施されているか、取組の弱い部分はないか、効果は生じているか、足りない施策はないか。
- 担当分野における環境保全上の効果に加え、他の環境保全上の効果が発揮できるような施策になっているか、そのための施策はいかにあるべきか。
- **経済・社会面での効果**はどのくらいあるのか、経済・社会面での効果を高めるためには どのような取組があり得るか。
- 関係府省等の他の施策とどのように**有機的に連携**できるのか。
- <u>地域循環共生圏の創造</u>にどの程度貢献できているか。
- 経済社会システム、ライフスタイル、技術といったあらゆる観点からのイノベーションの可能性があるか。
- 環境保全と新型コロナウイルス感染症への対応を有機的に連携できているか。
- 2050年カーボンニュートラル、グリーン社会の実現に向けてどのような取組があり得るか。
- 上記の点検を行うに当たっては、必要に応じ、点検分野に関する具体的な取組事例 (事業者、自治体、NPO等)、関係省庁に係るヒアリングや調査などを行い、現場に おける課題やニーズを明らかにする。
- 各部会は、点検を通じ、計画内容の見直しに向けた論点の整理を行う。

## 点検に当たっての指標の活用

### ● 重点戦略

・第五次環境基本計画の進捗状況に係る指標を活用する。 なお、特に重点戦略の進捗は指標だけで測れない面もあることから、指標のみで進捗を判断 するのではなく、全体として重点戦略が進捗したかどうかを定性的及び定量的の両面から評 価することとする。

### ● 重点戦略を支える環境政策

- ・「気候変動対策」、「循環型社会の形成」、「生物多様性の確保・自然共生」については各分野の個別計画に位置付けられた指標を活用する。
- ・「環境リスクの管理」のうち「(1)水・大気・土壌の環境保全」、「(2)化学物質管理」 については本計画に位置付けられた指標を活用する。

### ● 共通事項

第五次環境基本計画の進捗状況に係る指標、重点戦略を支える環境政策に関する指標ともに、必要に応じて適宜見直しを行い、それを反映する。

## 第五次環境基本計画の点検報告書における指標の表示方法

- 第五次環境基本計画の進捗を測る指標の表示方法については、指標検討委員会での議論も踏まえ、以下のとおり整理する。
- なお、点検に当たっては、第1回点検分野に関わらず、6つの重点戦略の柱ごとに設定した指標全ての指標を活用する ことで総体的な環境基本計画の点検を担保することとする。

項目		評価の基準	
基準年		2000年 *2000年時点のデータがない指標については、2000年以降の最古値	
評価期間(長期)		基準年(2000年あるいは2000年以降の最古値)から最新値までの期間 *評価期間が10年に満たない場合は評価なし	
評価期間(前年比)		前年度からの単純比較 *前年度値がない場合は直近の値との比較した上で、留意点にいつとの比較を記載。	
「横ばい」とする 長期 バウンダリー設定 前年出	長期	基準年から最新年までの期間で1割(10年以上の場合のみ)	
	前年比	1%	
表示方法(マー ク)	定量的 な指標	3 段階の色付き矢印( → → ) *マークの色は、望ましい傾向を青、横ばい傾向を黄、望ましくない傾向を赤とする。 *目指すべき方向性がない指標、データが不足している指標は評価せず「―」とする *「目標値を定めない」ことから、「何をもって低水準とするのか」が決まらないため、増減幅(レベル)の 表示はしない。	
本手法が適さない性 的な指標の扱い	質の定量	留意点にその旨を記載する他、目指すべき方向が定まらない指標については色なしの矢印を表示する	
他計画で目標値が設定されて いる指標の扱い		留意点にその旨を記載するが、目標値との比較は行わない(その他指標と同じ扱いで評価)	

## 総合政策部会における第2回点検の進め方

● 総合政策部会が点検担当となっている重点戦略及び重点戦略を支える環境政策の進捗については、省内及び関係府省に対してそれぞれの取組状況等を記した調査票を提出させ、これによって点検を行う。

(今回の関係府省庁:内閣官房、総務省、農林水産省、国土交通省、消費者庁等)

- 加えて、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、次期環境基本計画を見据えた今後の環境政策の在り方について、委員間の自由闊達な意見交換を行う。その際、必要に応じ、関係府省、企業、自治体、NPO等の取組についてもヒアリングや調査などを行い、現場における課題やニーズを明らかにするよう努めることとする。
- 点検報告書の取りまとめに当たっては、総合政策部会における点検を含む各部会の点検 結果に関する報告書を一つにまとめるとともに、第五次環境基本計画の進捗状況に係る指標も活用して、定性的及び定量的の両面から全体的な評価を行うこととする。

## 循環型社会部会における点検の進め方

● 循環型社会部会が点検担当となっている重点戦略及び重点戦略を支える環境政策の進捗については、循環型社会部会における第4次循環型社会形成推進基本計画の進捗状況の第1回点検結果(実施済み)や今後の第2回進捗点検結果(循環経済工程表を兼ねる)をもって点検を行い、来年夏の総合政策部会に提出する。